

精神障害者退院促進強化事業実施要領

1. 目的

精神障害者退院促進事業は、障害者自立支援法において県地域生活支援事業の広域的相談支援事業として位置づけられ、本県においては、入院生活から地域生活への移行による地域生活支援体制の整備を目標に実施している。

そこで、県内の各関係者に対する事業周知を図り、支援のあり方について学ぶことにより、円滑な事業推進と効果的な事業運営を図ることを目的として実施する。

2. 全体研修

(1) 日時

平成19年12月14日(金) 13時30分から16時30分

(2) 場所

県庁東館7階大会議室

(2) 対象者

県内の各関係者〔精神障害者地域活動支援センター、精神科病院・診療所、保健所、市町(精神保健福祉担当・生活保護担当・住宅課等)、精神障害者社会復帰関連施設、障害福祉サービス事業所、関係団体 等〕

(3) 内容

13:30～14:30

①事業説明

「滋賀県精神障害者退院促進事業について」

14:30～16:30

②講義

「精神障害者退院促進事業におけるチーム支援について」(仮題)

龍谷大学社会学部地域福祉学科 荒田 寛 教授